

神奈川県私立高校生等奨学給付金【通常給付】のお知らせ

生活保護（生業扶助）受給世帯または住民税所得割非課税世帯が対象です

- ・ 神奈川県では、私立高校生等の保護者（※）の**授業料以外の教育費の負担を軽減**するため、**返済不要**の「神奈川県私立高校生等奨学給付金」を支給しています。
- ・ この制度は、授業料の負担を軽減する「高等学校等就学支援金」とは別の制度です。
- ・ **対象となる方は忘れずに御申請ください。**
 (※) 保護者は原則、親権を持つ父母2名（ひとり親家庭の場合は親権を持つ父母1名）を指します。

1 給付を受けることができる方 <次の①～③の要件をすべて満たす世帯>

- ① 令和6年7月1日現在、**保護者が神奈川県内に在住していること**
 - 保護者が1人でも海外在住の場合は支給対象外となります。
- ② **生活保護（生業扶助）受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること**
 - 令和6年7月1日現在、生活保護（生業扶助）受給世帯（以下「生活保護世帯」という。）であること。
 - 保護者全員の令和6年度の県民税・市町村民税所得割額の合計額が0円（非課税）の世帯（以下「非課税世帯」という。）であること。
 - ・ 定額減税後の住民税所得割額を用いて判定します。
 - ・ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。
 - ・ 生徒が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）に入所している者又は里親に養育されている者等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。
- ③ **令和6年7月1日現在、生徒が私立高等学校等（※）に在学していること**
 - 生徒が就学支援金、学び直し支援金、または専攻科支援金の受給資格を有していること。
 (※) 私立中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（1～3学年）、専修学校（高等課程）、等を含みます。

2 支給単価 <世帯区分及び在学する学校の課程により支給単価が異なります>

- 対象となる高校生等1人当たりの支給単価（年額）

世帯区分			全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護世帯			52,600円		
非課税世帯	15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹（※）が	いない	142,600円	52,100円	52,100円
		いる	152,000円		

- (※) 平成13年7月3日～平成21年7月2日生まれの兄弟姉妹（中学生を除く）

- ・ 兄弟姉妹がいる場合の支給単価の詳細は神奈川県ホームページに掲載している「高校生等奨学給付金給付対象者及び給付単価確認シート」も御参照ください。

3 提出期限・提出先 <提出期限後は申請を受付できません>

○ 提出期限 **令和6年11月15日(金)まで**

○ 提出先 **〒 231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部
私学振興課 奨学給付金担当**

- ・ 郵送により提出してください。
- ・ 提出期限日の消印有効ですが、時間に余裕を持って提出してください。
- ・ 個人情報保護の関係上、電話での到着確認にはお答えできません。 特定記録などで送付するなど、お手元に記録の残る方法でお送りいただくことを推奨いたします。

4 支給時期

令和6年9月17日頃～令和7年2月28日頃を予定しています。

- ・ 申請された時期により支給時期は異なります。
- ・ 申請時に御指定いただいた口座に神奈川県から直接振り込みます。
- ・ 支給に先立ち、支給決定通知書または不支給決定通知書を神奈川県から送付します。
- ・ 期限までに申請されても書類に不備があった場合は、不支給になることがあります。

<支給時期(予定)>

	県への提出日(消印日で判断)	振込予定日
①	7月16日(火)まで	9月17日(火)頃
②	9月13日(金)まで	12月20日(金)頃
③	11月15日(金)まで	2月28日(金)頃

5 提出書類 <提出前に漏れがないことを十分に確認してください>

- ・ **申請に必要な書類等の詳細は、神奈川県ホームページを御確認ください。**

(申請書等もすべて神奈川県ホームページから入手できます)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/syougakukyuuuhukinn.html>

(県ホームページ)



6 問合せ先(神奈川県)

神奈川県 私学振興課 助成グループ

電話 045-210-3793(直通)

(8:30~12:00、13:00~17:15(土・日・祝日、年末年始を除く))